（資料２―２）

スペインにおけるアフリカ豚熱発生時のゾーニング適用に係るリスク評価報告書概要（案）

２０２６ 年 １０ 月 ２９ 日
消費・安全局　動物衛生課

Ⅰ．評価事項

スペインは、豚及びイノシシに係る指定検疫物の輸入について、家畜伝染病予防法第 36 条第１項第１号に指定する地域（輸入禁止地域）から除外されており、日本及びスペインの動物衛生当局間で「スペインから日本向けに輸出される豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム及びベーコンの家畜衛生条件」（2003 年２月 17 日）に合意をしている。

今般、スペイン当局から、スペイン産豚肉及び豚肉製品の輸入に際して、アフリカ豚熱（African swine fever、以下「ASF」という。）発生時に、県（Province）単位のゾーニング適用を希望する旨公式に通知があった。

この要請は、既存の家畜衛生条件に ASF ゾーニング適用に関する条件を追加し、当該家畜衛生条件の改正を求めるものである。また、「病原体が不活化されていることが明らかな場合その他の当該要請に係るリスク評価を行う必要がないと認めた場合」には該当しない。よって、本件は「我が国への指定検疫物の輸入に関する要請についての検討に係る標準的手続」（平成 20 年３月 31 日付農林水産省大臣訓令。以下「標準的手続」という。）第３条及び第５条に該当する。

このため、リスク評価チームは、標準的手続に従い、ASF 発生時に、ゾーニングを適用してスペイン産豚肉及び豚肉製品を輸入することにより、ASF が我が国に侵入するリスクについて、農林水産省の送付した質問票に対するスペイン当局の回答及び現地調査時に入手した情報等を用いて評価を行った。

なお、スペインでは、2025 年 11 月に野生イノシシにおける ASF の発生が確認され、2026 年 10 月現在、清浄化には至っていない。国際獣疫事務局（World Organisation for Animal Health、WOAH）は、地域主義の適用に関する協議を疾病発生前の平時に実施することを推奨している。一方、スペインにおける ASF の発生地域は限定的であり、封じ込めもできていることを踏まえ、本リスク評価を実施することとした。

Ⅱ．対象

リスク評価の対象品目は、スペインから日本向けに輸出される豚の肉及び臓器並びにそれらを原料とするソーセージ、ハム、ベーコン等とする。また、対象地域は、スペイン王国とする。

Ⅲ．リスク評価（案）の概要

１．スペインの概要

スペインは、面積約 50.6 万 km²、人口約 4,781 万人のイベリア半島に位置する国であり、ポルトガル、フランス及びアンドラ公国と国境を接している。スペインは、17 の自治州及び２つの自治都市に分割されており、それぞれの自治州はさらに 50 の県に分割され、県はさらに複数の基礎自治体に分割される。また、スペインは、欧州連合（European Union、以下「EU」という。）加盟国であり、EU 各国と経済圏を共有するほか、国境検査なしで国境を越えることを許可するシェンゲン協定の署名国でもある。

養豚はスペイン農業の主要産業であり、2024 年にはスペインの豚飼養頭数が EU 全体の約 26%を占めている。

２．アフリカ豚熱の発生状況

スペインでは、1960 年に ASF の発生が初めて報告されたが、1994 年に撲滅を達成した。

しかし、2025 年 11 月 28 日、カタルーニャ州の野生イノシシにおいて ASF の発生が報告され、現在も清浄化には至っていない。2025 年 11 月以降に報告された発生件数は、10 月 1 日時点で野生イノシシにおける 72 件（400 頭）である。また、家畜豚での発生は報告されていない。さらに、スペイン当局による制限区域の設定後に確認された野生イノシシでの発生は、すべて同区域内に限られている。

３．獣医体制及び法制度

スペインにおける中央獣医当局は、農業・漁業・食料省（Ministerio de Agricultura, Pesca y Alimentación、以下「MAPA」という。）と保健省（Ministerio de Sanidad、MISAN）である。スペインを構成する 17 の自治州及び２つの自治都市は、中央政府の「省」に相当する行政機関として、コンセヘリアが設置されている。このうち、農業を所管するコンセヘリア（農業コンセヘリア）及び保健衛生を所管するコンセヘリア（保健コンセヘリア）が、地方獣医当局に該当する。また、野生イノシシの管理に関しては、MAPA に狩猟や個体数管理を所掌する畜産・狩猟生産副総局が設置されているほか、各自治州には、現場で管理措置を実施する森林警備隊が設置されている。

スペイン全土で一貫した対応を取るため、スペインの中央獣医当局は地方獣医当局を含めた関係者と複数の調整会議を随時行っている。

ASF の防疫対応に要する費用は、MAPA 及び各自治州が確保するほか、家畜の殺処分等に要する費用の一部は、EU 予算からも支出される。

スペインには、2024 年時点で約３万 4,000 人の獣医師がおり、このうち約 670 人が MAPA に勤務している。また、各種検査や施設の衛生状態の確認等の公的管理業務については、権限を付与した職員に委任することができる。さらに、畜産農場の団体である家畜衛生防疫組織（Agrupaciones de Defensa Sanitaria Ganadera、ADS）が、公的補助を受けて動物衛生プログラムを実施している。このほか、生産、加工、販売を含む白豚肉のバリューチェーンに関わる各部門を代表する非営利団体「スペイン白豚専門組織」（Organización Interprofesional Agroalimentaria del Porcino de Capa Blanca、INTERPORC）が、家畜衛生及びバイオセキュリティに

関する啓発・広報活動を実施しており、これには、ASF の侵入及びまん延の防止並びに野生イノシシに関連するリスクへの認識向上を目的とした活動が含まれる。

スペインでは、EU 規則である動物衛生法及び関連するスペイン国内法により家畜の防疫について規定し、より具体的な防疫措置の内容を王令にて規定している。

４．豚の飼養状況及び衛生管理

スペインでは、商用・非商用に関わらず豚農場を畜産農場総合登録簿（Registro General de Explotaciones Ganadera、以下「REGA」という。）に登録することが義務付けられている。登録手続は、地方獣医当局が各自治州のシステムを用いて行い、登録データは MAPA の管理する REGA に集約される。2025 年時点でスペインにおける豚の飼養頭数は約 3,365 万頭であり、農場数は約８万 3,200 戸である。家畜豚の過半数がアラゴン州及びカタルーニャ州で飼育されている一方、農家数はガリシア州が最多である。なお、自家消費用農家は約３万 9,000 戸と約 47%を占めるが総飼養頭数に占める割合は約 0.1%に過ぎない。また、密度で分類をした飼養形態別でみると、集約型約 75%、粗放型約 24%及び混合型約２％である。粗放型は主に南西部で見られ、イベリコ豚（黒豚）をデエサと呼ばれる森林・草地の一定区域内で飼育している形態が該当する。集約型は北東部を中心に全国に分布し、主に３元交配種（白豚）を飼養する。

スペインでは、垂直統合型システム（企業が飼料や食肉処理も管理するシステム）が主要な養豚業態であり、全体の約 75%を占める。豚が発育ステージによって複数の農場を移動するマルチサイト型の生産が主流ではあるが、スペイン国内では生体市場を介した豚の売買は展示を目的とした特例を除いて行われていない。

農場所有者がバイオセキュリティ及び動物衛生上の責任を負い、管理獣医師を指定し、包括的衛生計画を策定する。作業従事者は、原則として業務開始後６か月以内の研修及び少なくとも５年ごとの更新研修が義務付けられている。

自家消費用農場以外の豚農場は、施設の清掃・消毒、衛生害虫・小動物の駆除、フェンスの設置、隔離施設の設置、出入口の管理（警告表示、認可された人や車両のみ受入れ、それ以外の時は門を閉じる等）、建物への侵入防止策（金属メッシュの設置等）の実施、導入動物の検疫（原則３週間）、車両消毒、衛生管理区域の設置、衣服・靴の着替え、訪問者の制限及び記録、動物飼養エリア前の消毒槽の設置、水の管理等を実施する必要がある。また、死亡した家畜を廃棄するまでの間保存する容器の設置並びに動物、敷料及び糞尿の積み卸しは、フェンス外で行わなければならない。また、少なくとも１日１回は、動物の健康状態の確認を行う必要がある。原則オールインオールアウト方式で運営する。

小規模豚農場の場合は、フェンス等の設置、建物への侵入防止策、出入口管理等の実施を通して適切な衛生管理を行うほか、獣医師のサポートを受ける必要がある。

自家消費用農場は、適切な施設の区画設定と獣医師のサポートを受ける必要があるほか、動物の出入荷記録をいつでも閲覧可能な状態にしておく必要がある。

放牧を行う農場については、上記の要件に加えて、全ての飼養動物を一時的に収容できる施設を備えなければならないことがバイオセキュリティ要件として別途定められている。さらに、2009 年以降に新設された放牧農場は、原則として、農場やと畜場等の関連施設並びに幹線道路及び鉄道との間に所定の最低安全距離を確保する必要がある。

家畜豚に畜産物を含む残飯を含む飼料を与えることはスペイン国内で禁止され

ている。
と畜場への出荷を含めて、動物の輸送に使用した輸送手段は、動物の積卸し後、と畜場内または最寄りの洗浄消毒施設において洗浄及び消毒を行う必要があり、洗浄消毒証明書を輸送手段にて保管する必要がある。洗浄消毒施設は、国の認可を受けるとともに、畜産農場から一定の距離を確保するなどの立地要件を満たす必要がある。また、汚染区域と清浄区域の分離、十分な圧力及び流量を備えた洗浄消毒設備の設置、洗浄消毒手順の遵守、除去した有機物の適切な処分等の要件を満たさなければならない。洗浄消毒施設は、「RECELIDE」と呼ばれるシステムで管理しており、地方獣医当局は定期的に洗浄消毒施設の要件への遵守状況等を確認している。
スペインでは、国家公式管理プログラム（Plan Nacional de Control Oficial、PNCO）に基づき、地方獣医当局が、毎年、管理対象農場の１％を対象として、バイオセキュリティ基準の遵守状況を確認している。管理対象農場の選定にあたって、地方獣医当局は、すべての対象農場をリスクに基づいて選定する方法、または、対象農場の最大 25%を無作為抽出により選定し、残りをリスク分析に基づいて選定する方法のいずれかを選択することができる。
調査の結果、法令上遵守が義務付けられている事項への違反が確認された場合は、期限を定めて是正を求め、期限内に是正されない場合には、罰金、出荷制限または農場登録の抹消等の法的措置を講ずる。一方、遵守が義務付けられていない事項について問題が確認された場合は、改善に向けた助言を行う。
結果は、「BIOSEGPOR」と呼ばれるシステムを通じて管理される。なお、2024年及び 2025 年に実施された調査では、調査対象となった全 21,474 戸の豚農場のうち 20 戸が「非常に低い」と評価されている。

５．食肉関連施設

スペインでは、と畜場、食肉処理施設、食肉加工施設等を運営する食品事業者は、食品事業者及び食品衛生一般登録簿（Registro General Sanitario de Empresas Alimentarias y Alimentos、以下「RGSEAA」という。）への登録が義務付けられている。登録手続は、地方獣医当局が各州独自のシステムを用いて行い、登録データは食品安全栄養庁（Agencia Española de Seguridad Alimentaria y Nutrición、AESAN）が管理する RGSEAA に集約される。
2026 年８月現在、豚のと畜が可能なと畜場はスペイン全土で約 250 施設あり、このうち、日本向けに輸出可能なと畜場は 2025 年 10 月現在 69 施設である。
地方獣医当局は、食品事業者の申請に基づき、現地調査及び書類審査で要件への適合を確認し、食品関連施設を承認する。輸出を希望する施設には追加の査察を行い、輸出先の衛生条件への適合を確認して輸出可能施設一覧に追加することで、当該国向けの輸出を認める。
なお、EU 規則よりも厳しい輸入条件を課す国・地域への輸出を希望する食肉関連施設は、特定自主検査制度（Specific Self-Inspection System for Export、以下「SAE」という。）に基づき、当該条件への適合状況を随時、自主的に確認する。さらに、MAPA の監督下にある独立管理機関（Independent Control Body、ICB）が、当該条件への適合状況を確認するための監査を実施し、その結果を中央獣医当局に報告する。
スペインでは、家畜豚のと畜前検査及びと畜後検査が義務付けられている。これらの検査は自治州の公的獣医師が実施するが、一部の自治州では、公的獣医師を補

助する補助職員が目視検査などの業務を支援している。と畜前検査では、特に ASF を念頭に、発熱、元気消失、皮膚病変、出血性病変などの臨床所見の有無を確認する。と畜後検査では、内臓における広範な出血、リンパ節の腫大や出血、脾臓の腫大、臓器の梗塞等の ASF を疑う所見の有無を確認する。公的獣医師は、必要に応じて追加検査を実施し、ASF が疑われる場合には地方獣医当局へ通報する。

自家消費用の豚は、家庭でのと畜が禁止されており、全て認可されたと畜場で行う必要がある。また、捕獲した野生イノシシを食肉利用する際には、狩猟者グループのうち少なくとも 1 名が訓練を受け、捕獲時に死体及び内臓の検査を実施する。異状がなければ処理日、時間、場所を記載した申告書を作成し、自治州所管のジビエ取扱食肉処理施設に提出する。

食肉関連施設では、物理的又は時間的な区分、専用設備の使用、適切な洗浄・消毒等により、衛生ステータスの異なる製品の接触を防止する。輸出向け施設では、輸入条件を満たす製品とその他の製品を明確に区分する手順を定め、SAE の枠組みの下で、その適切な実施を担保する。

上述のとおり、動物の輸送に使用した車両は、動物の積卸し後、と畜場内または最寄りの洗浄消毒施設において洗浄及び消毒を行わなければならない。

6．トレーサビリティ及び移動管理

スペインでは、雌雄を問わず、繁殖用の豚に 12 桁の固有番号を付与し、個体ごとに識別している。一方、その他の豚については、出生農場の識別番号を耳標または入れ墨によって表示し、群単位で識別している。豚の個体識別は、出生後 9 か月以内に実施しなければならず、いかなる場合であっても、出生農場から移動する前に実施しなければならない。

スペインには、統合家畜トレーサビリティシステム（Sistema Integral de Trazabilidad Animal、以下「SITRAN」という。）があり、農場登録簿である REGA、移動履歴を記録する畜産重要種移動登録簿（Registro de Movimientos de Animales、REMO）及び識別情報を管理する動物個体識別登録簿（Registro Individual de Identificación Animal、RIIA）を紐付けることにより、公的獣医師は、家畜の移動履歴を把握することができる。動物を他施設に移動させる場合、農場の所有者は事前に SITRAN と連携した地方データベースを通じて地方獣医当局に移動の許可を申請する。地方獣医当局は、出荷元及び出荷先の農場の衛生ステータス（疾病に関連した移動制限、バイオセキュリティ要件の遵守状況等）を勘案し、移動許可を与える。

食肉の移動履歴は、出荷元及び出荷先をそれぞれの事業者が把握することが EU 規則において求められており、移動履歴を把握することができる。また輸出される食肉については「CEXGAN」とよばれるシステム（第 7 章に詳細を記載）を通じて移動履歴を追うことができる。

7．検疫

スペインは、生体豚を米国及びカナダから年間数百頭、EU 加盟国から年間約 300 万～400 万頭輸入している。また、豚肉を英国及び南北アメリカ諸国から年間約 30 万～40 万トン、EU 加盟国から年間約 10 万トン輸入している。一方、年間輸出量は、生体豚が約 120 万～210 万頭、豚肉が約 300 万トンに上り、スペインは世界有数の豚肉輸出国となっている。

スペインには、MAPA が所管する国境検疫所（Border Control Post、以下「BCP」という。）が、2026 年 7 月時点で港に 31 か所、空港に 13 か所設置されている。EU 域外の第三国から輸入される動物及び動物由来製品は、BCP の公的獣医師による輸入検疫を受ける必要がある。輸入検疫では、書類検査、目視検査及び検査室検査が実施され、動物については臨床検査等も行われる。輸入要件を満たさない場合は、受入れが拒否される。第三国からの動物及び動物由来製品の輸入は、ASF 等に関する清浄性を EU 当局が認めた国からに限られる。EU 加盟国間では国境での動物検疫は実施されないが、EU 規則違反の疑いがある貨物については、入国時に検査を行うことができる。また、EU 域内における動物及び畜産物の移動については、EU 規則に基づき、ASF 制限区域由来の豚や畜産物の移動が制限される。ASF ウイルスの不活化等により、移動が認められた際には、その旨を記載した衛生証明書の添付が求められ、EU 加盟国共通の動物・畜産物輸出入管理システム（Trade Control and Expert System、TRACES）により移動履歴が管理されている。手荷物及び国際郵便については、スペイン治安警備隊、税関その他の治安機関と連携して継続的に検査を実施しており、第三国由来の肉または肉製品が確認された場合は処分している。また、厨芥残渣は動物副産物として他の廃棄物と分別され、認定施設において焼却等による処分が行われる。

空港や港において、他国から入国する労働者や旅行者には、動物由来製品を持ち込まないよう多言語でポスター等を使って広報をしている。また、動物衛生上のリスクが高い特別な状況においては、高速道路、鉄道、駐車場等でも肉類の摘発を不定期に行っている。

日本を含む第三国向けに豚肉及び豚肉製品を輸出する場合は、MAPA が発行する輸出検疫証明書が必要となる。MAPA は、畜産物外国貿易システム（Sistema Informático de Comercio Exterior Ganadero、以下「CEXGAN」という。）を構築し、輸出検疫に必要な書類及び情報を一元的に管理している。輸出者は、SAE に基づき、輸出製品のトレーサビリティを確保するとともに、仕向国の輸入要件への適合を保証した上で、CEXGAN を通じて申請手続きを行う。BCP に勤務する公的獣医師は、提出書類及び申請内容を審査するとともに、一定の頻度で貨物の目視検査を実施し、輸出検疫証明書に署名する。

なお、スペインでは現在、輸出先に応じて、自治州単位（コスタリカ、キューバ及びマレーシア向け）、県単位（中国、フィリピン及びドミニカ共和国等向け）、又は EU の制限区域単位（米国、カナダ、チリ、英国、韓国及びシンガポール等向け）のゾーニングを適用しており、これらに基づく豚肉の輸出実績がある。

８．診断機能

スペインにおける ASF 診断のナショナルリファレンスラボラトリーは、マドリード郊外にある中央獣医研究所（Central Veterinary Laboratory、以下「LCV」という。）である。LCV は、ASF の確定診断を行う検査施設であり、ウイルス分離、PCR 検査及び抗体検査（ELISA、IFI、IB、IPT）を実施している。また、同国内には 29 か所の地域検査施設が設置されており、中央の検査施設の業務を支援している。LCV は ISO/IEC 17025 の認定を受けており、2009 年以降、EU リファレンスラボラトリーが実施する技能試験に毎年参加し、その検査能力が確認されている。また、上記の地域検査施設についても、うち 19 施設が ELISA について、6 施設が PCR について ISO17025 の認定を受けている。

ASF の疑い事例が通報された場合は、血液や扁桃等の検体が LCV に送付され、PCR 検査による確定診断が行われる。サンプルの受領から確定診断までに要する時間は４～５時間程度である。一方、アクティブサーベイランスでは、地域検査施設が血清検査を実施し、陰性であることを確認できなかった場合には検体を LCV へ送付する。LCV は PCR 検査による確定診断を行い、検体採取から診断確定までに通常２～３日を要する。なお、現在発生が継続しているカタルーニャ州における続発事例の確定診断については、迅速な対応のため、バルセロナに所在する動物衛生研究センター（Centro de Investigación en Sanidad Animal、CReSA）が実施している。

９．野生動物の管理

スペインには ASF 感受性動物として野生イノシシがスペイン全土（バレアレス諸島及びカナリア諸島を除く）にわたり、100 万頭以上生息している。

野生イノシシの生息地及び種の保存・管理は、生態系移行・人口問題省（Ministerio para la Transición Ecológica y el Reto Demográfico、MITERD）が、また、狩猟や個体数管理は MAPA の畜産・狩猟生産副総局が担当している。現場での措置の実行は、主に自治州に設置された森林警備隊が担当しており、森林や野生動物等の自然環境を現場で監視・保全し、狩猟規則等の法令の遵守を取り締まっている。

スペインでは、2019 年に国家イノシシ管理戦略を策定し、個体数調整を行っている。具体的には、狩猟圧の強化、猟銃以外の狩猟法の認可、駆除専門の事業者の雇用、イノシシ肉の流通及び消費の促進、イノシシへの給餌禁止とその普及啓発等が含まれる。また、各自治州も独自の野生動物管理規則を定めており、例えばアンダルシア州、カタルーニャ州では、2025 年の ASF 発生以降、狩猟規制の緩和等を通じて野生イノシシに対する捕獲圧を強めている。

スペインでは狩猟が盛んであり、2023 年の狩猟者数は 57 万 7,742 人であった。野生イノシシの捕獲頭数は、2022 年が約 43 万頭、2023 年が約 43 万 4,000 頭、2024 年が約 43 万 6,000 頭で、緩やかな増加傾向を示している。

スペイン西部には、ASF ウイルスを媒介することが知られる軟ダニ（*Ornithodoros erraticus*）が生息している。ただし、1995 年以降、*Ornithodoros* 属ダニの分布調査は実施されておらず、現在の生息状況は明らかになっていない。かつて軟ダニが好む生息場所となり、長期間にわたる ASF の発生継続の要因となっていた伝統的養豚施設（ザウルダス）は、現在は放棄され使用されていない。さらに、施設の清掃・消毒、ダニの生活環を維持し得る齧歯類や鳥類の管理、放牧地の一定期間の休牧、殺ダニ剤の使用及び軟ダニの付着確認等の対策が講じられている。ASF の発生に軟ダニの関与が疑われる場合には、ASF に特化した強化パッシブサーベイランス及び集中的な軟ダニ防除を実施することとしている。

なお、欧州食品安全庁（European Food Safety Authority、EFSA）は「*Ornithodoros* 属の軟ダニはウイルスの地理的拡散には積極的な役割を果たさない」との見解を示している。

１０．サーベイランス

家畜豚を対象としたパッシブサーベイランスでは、商用・非商用に関わらず、農場において ASF が疑われる事例を発見した者に対し、原則として 24 時間以内に地方獣医当局へ通報することが義務づけられており、この義務に違反した場合には罰

則が科される。通報を受けた地方獣医当局は当該農場に立ち入り、血液検体及び、必要に応じて組織検体を採取する。採取した検体については、LCV が PCR 検査を実施し、確定診断を行う。

2024 年には 21 件、2025 年には 7 件、2026 年には 9 月 14 日までに 1 件の通報があったが、いずれも ASF は否定されている。

家畜豚を対象としたアクティブサーベイランスは、（1）農場のリスクに着目した血清学的サーベイランス、（2）豚の移動に伴うリスクに着目したサーベイランス、（3）と畜場におけるサーベイランスの 3 つから構成される。（1）では、他国から豚を導入している農場等、疾病の侵入リスクが高い農場を対象とし、ASF の有病率が 5％以上の場合に 95%の信頼度で検出できるよう、1 農場当たり最大 59 検体を採取する。調査は年 2 回実施され、年間合計 1,200 農場を対象としている。（2）は、スペインに輸入された豚の一部を対象として実施される。（1）及び（2）では、地域検査施設が血清を用いて抗体検出を目的とした ELISA 検査を実施する。（3）では、選定されたと畜場において、年間 900 農場から出荷された豚を対象に、訓練を受けた地方獣医当局の公的獣医師が実施し、ASF を疑う肉眼的病変の有無を目視により詳細に確認する。（1）から（3）のいずれについても、一次検査で陰性が確認できなかった場合には、血液検体及び組織検体を採取し、LCV に送付して PCR 検査による確定診断を行う。

2025 年の実績について、（1）では 1,796 農場から採取した 84,281 検体、（2）では 94,552 検体、（3）では 22,382 頭を対象に検査を実施した。（1）～（3）について、合計 205 検体が ELISA 陽性又は疑陽性となったが、その後の検査で全例が ASF 陰性であることが確認された。

野生イノシシを対象としたパッシブサーベイランスでは、死亡個体または ASF を疑う症状を呈する個体を発見した者に対し、地方獣医当局へ通報することが義務づけられている。通報を受けた地方獣医当局は発見現場に向かい、血液検体及び、必要に応じて組織検体を採取する。採取した検体については、LCV が PCR 検査を実施し、確定診断を行う。

2024 年には 15 件、2025 年には 499 件、2026 年 9 月 14 日までに 1,824 件の通報があった。検査の結果、2025 年には 53 頭、2026 年 9 月 14 日までに 331 頭の陽性事例が確認された。

野生イノシシを対象としたアクティブサーベイランスでは、狩猟または捕獲されたイノシシから毎年少なくとも 2,070 検体の血液を採取し、地域検査施設において、血清を用いた ELISA 検査を実施する。

2023 年には 8,799 検体を検査し、このうち 144 検体が ELISA で陽性反応を示したが、その後の検査により、全例が ASF 陰性であることが確認された。

１１．家畜豚における ASF 防疫対応

上述のとおり、家畜豚において、ASF が疑われる事例を発見した者には、地方獣医当局への通報が義務づけられている。疑い事例の通報を受けた地方獣医当局は、その情報を MAPA と共有する。その後、地方獣医当局の公的獣医官が、通報から 24 時間以内に当該農場への立入検査を実施する。公的獣医官は、豚の臨床検査及び各種記録の確認を行い、ASF の疑いを否定できない場合には、血液検体や組織検体を採取して LCV に送付する。併せて初動段階の疫学調査を実施し、過去 30 日間に当該農場へ搬入され、または当該農場から搬出された家畜の移動状況を追跡・確認

する。ASF が否定されるか、発生が確認されるまでの間、当該農場及び疫学的に関連する施設では、豚、豚肉、死体、肉製品、精液、卵子、胚、飼料、器具、廃棄物等の搬出入が原則として禁止される。また、人や車両等の出入りについても制限される。

ASF の発生が確定した場合には、防疫対応に関する最高意思決定機関である獣医衛生警報ネットワーク（Red de Alerta Sanitaria Veterinaria、以下「RASVE」という。）委員会及び LCV との調整並びに緊急計画の承認を担う国家緊急事態センター（Centro Nacional de Emergencia、以下「CNE」という。）が、MAPA 本部に設置される。また、危機対策本部が MAPA 及び自治州当局により設置され、CNE の指示の下、地方獣医当局が立ち上げる現地対策本部の防疫戦略を作成する。

また、ASF の発生が確定した場合、スペインが ASF 清浄国であることを輸入条件としている国に対しては、豚肉及び豚肉製品に係る輸出検疫証明書の発行を停止する。

発生農場では、飼養されているすべての豚を可能な限り速やかに殺処分するとともに、その死体、肉製品、精液、卵子、胚、敷料、排泄物、糞尿処理物、飼料等についても適切に処理する。豚の死体については、現地対策本部の公的獣医師の指示に基づき、レンダリング施設へ搬送して処理するか、現地で焼却または埋却する。死体の搬送には、密閉性及び防水性を備えた容器及び車両等を使用し、搬送後には当該車両を清掃・消毒する。また、発生農場の施設、飼養に関連する器具、設備、車両等についても、公的獣医官の監督の下で清掃・消毒を２回実施する。ASF ウイルスを媒介する軟ダニが生息する地域では、ウイルス検査のため、軟ダニも検体として採取する。

ASF の発生が確定した日から過去２か月間に遡り、発生農場で飼養されていた豚と接触があった農場や、その他疫学的な関連が認められる農場を公的獣医師が訪問して疫学調査を実施する。必要に応じて検体を採取するとともに、予防的殺処分を行う。また、ASF が否定されるまでの間、発生農場と同様の清掃・消毒措置を実施する。さらに、発生農場に由来する食肉、遺伝資源、糞尿等については、その所在を特定した上で、ASF ウイルスの不活化処理を行う。

家畜豚で ASF が発生した場合、発生農場を中心として半径３km 以上の防護区域（Protection Zone、以下「PZ」という。）及び半径 10 km 以上の監視区域（Surveillance Zone、以下「SZ」という。）が設定される。PZ は原則として 21 日間設定され、その後は SZ として管理され、全体として少なくとも 30 日間の制限措置が適用される。

制限区域の範囲は、地方獣医当局が原則決定するが、複数の自治州にまたがる場合は RASVE 委員会が範囲の決定を主導する。また、地方獣医当局は、疫学的状況に応じて区域の大きさを変更できるほか、欧州委員会の承認を得て、RASVE 委員会が制限区域の解除を決定できる。なお、PZ 及び SZ の解除は、当該疾病の発生にダニ等のベクターが関与していないことが前提とされている。

30 日の制限措置期間を超えて２件以上の ASF 発生が確認された場合、スペインは、EU 当局に制限区域の設定を要請する。制限区域の大きさ及び設置期間は MAPA によって提供された ASF の発生状況等を勘案し、EU 当局が承認する。家畜豚での発生の場合、制限区域 III（Restricted Zone III、以下「RZIII」という。）及びその緩衝地域である制限区域 I（Restricted Zone I、以下「RZI」という。）が設定される。RZ の変更及び解除は、MAPA が EU に提案し、承認を得る必要がある。

制限区域内では、豚や畜産物等の移動が制限される。また、すべての畜産関連施設を特定し、RZ III 内の農場には獣医師が定期的に立ち入り、異状家畜の有無を確認するとともに、バイオセキュリティの遵守状況を確認する。さらに、強化サーベイランスとして、制限区域内で死亡が確認されたすべての野生イノシシを対象に ASF 検査を実施するほか、各農場において、毎週、死亡豚２頭を対象とした ASF 検査を行う。2025 年 11 月以降、野生イノシシ 11,391 頭及び家畜豚 1,592 頭が同サーベイランスの対象となり、そのうち野生イノシシ 386 頭で陽性が確認されている（2026 年９月現在）。

２回目の清掃・消毒が完了してから原則として 40 日以上経過した後に発生農場への豚の再導入が可能となる。再導入の手順には複数あるが、原則として、モニター豚を含む導入豚を一定期間飼育した後に血清学的検査を実施して、ASF ウイルスに対する抗体を保有していないことを確認する必要がある。ただし、軟ダニの関与が疑われた場合には、原則として６年間、豚の再導入が禁止される。

殺処分対象となった家畜等は補償の対象となる。ただし、バイオセキュリティ措置が適切に実施されていない場合やスペイン関連法への不準拠が確認された場合は、減額または支給停止となる。

地方獣医当局は、５年に２回、定期的に ASF の防疫演習を実施している。

なお、と畜場において ASF の疑い事例が確認された場合は、直ちに作業を停止し、地方獣医当局が検体を採取して LCV に送付し、ASF 検査を実施する。感染が疑われる動物、建物、飼養に関連する器具・設備、排泄物等については、公的獣医師の監督下で、殺処分や洗浄・消毒等の適切な措置を講じる。

１２．野生イノシシにおける ASF 対応

上述のとおり、ASF を疑う症状を呈する野生イノシシを発見した者に対し、地方獣医当局へ通報することが義務づけられている。疑い事例の通報を受けた地方獣医当局は、その情報を MAPA と共有する。

ASF 疑い事例を発見した場所を記録し、地方獣医当局がサンプリングを行い、LCV にて診断を行う。

ASF の発生が確定した場合には、家畜豚での発生同様、RASVE 委員会、CNE、緊急対策本部、現地対策本部が、MAPA 及び該当する自治州の地方獣医当局によって設置される。

RASVE 委員会及び CNE は野生動物の専門家の助言をもとに、野生イノシシの生息地域、地理的要素、豚農場の位置等を考慮の上、感染地域（Infected Zone、以下「IZ」という。）を設定する。原則、IZ として広範囲な地域を指定し、得られた情報を加味して後日境界線を調整する。IZ は、さらに高リスクゾーン、低リスクゾーン、緩衝地帯に分類される。

家畜豚同様、スペインは、一定期間経過後に EU 当局に制限区域の設定を要請する。制限区域の大きさ及び設置期間は MAPA によって提供された ASF の発生状況等を勘案し、EU 当局が承認する。野生イノシシでの発生の場合、制限区域 II（Restricted Zone II、以下「RZII」という。）及びその緩衝地域である RZI が設定される。RZ の変更及び解除は、MAPA が EU に提案し、承認を得る必要がある。

IZ、RZ II 及び RZ I では、発生初期に狩猟を抑制し、次いで状況が安定した後に訓練を受けたハンターによる積極的な捕獲を行う等、状況に応じて狩猟規制が実施される。併せて、フェンス等による制限区域の隔離、野生イノシシの死体の積極的

な捜索・発見及び環境中からの速やかな除去等の措置が講じられる。さらに、回収した死体、発見場所及び回収・運搬に使用した容器や車両等についても、適切な清掃・消毒を実施してウイルスの拡散防止を図る。

また、家畜豚で発生した場合と同様に、制限区域内での豚由来の畜産物等の移動が制限されるほか、制限区域内の豚農場に対して、柵の設置や出入口の管理等により野生イノシシと家畜豚との接触を防止する等、バイオセキュリティの向上に向けた指導が行われる。加えて、強化サーベイランスも実施される。

１３．ASF 発生時の実際の対応

スペインでは 1960 年代に ASF が確認され、広く常在化した。1985 年から全国的な清浄化計画を強化し、農場・豚群の把握、血清学的サーベイランス、迅速診断、移動管理、摘発淘汰、農場の衛生改善、残飯給与の管理、軟ダニが関与する放牧農場への個別対策を組み合わせて撲滅対策を進め、1994 年の最終発生を経て 1995 年に清浄化を達成した。

その後、2025 年 11 月 25 日及び 26 日にカタルーニャ州において死亡した野生イノシシ２頭が発見されたとの通報があり、27 日に LCV による検査で、1995 年清浄化以降初めて、ASF と確定診断された。

スペイン当局は同日、IZ を設定し、訓練を受けた職員及び探知犬による死亡野生イノシシの積極的な捜索を開始した。また、感染した可能性のある野生イノシシの逸出経路となり得る箇所を特定して封鎖し、区域の隔離を図った。さらに、IZ 内での狩猟を禁止するとともに、捕獲用のわな８基を設置し、豚農場の周辺に忌避剤を散布した。これらの作業には、軍、警察及び訓練を受けたハンターが協力した。

その後、中期的な対策として、感染した可能性のある野生イノシシを封じ込めるため、広範囲にフェンスを設置するとともに、引き続き死亡野生イノシシの積極的な捜索を行った。高リスクゾーンでは、軍関係者によるサイレンサーやサーマルカメラを用いた駆除を開始し、低リスクゾーンでは、熟練したハンターによる野生イノシシの捕獲を開始した。また、「PigBrig」と呼ばれる大型の囲いわなも順次設置した。

スペイン当局は、ベルギーにおける ASF 封じ込めの成功事例を参考に、IZ を取り囲む形で白地域（White Zone、以下「WZ」という。）を設定した。WZ は、高リスクゾーンから逸出した野生イノシシと周辺地域の個体との接触を防止することを目的としており、11 月の繁殖期及び翌年３月頃の出産期を見据え、可能な限り早期かつ効率的に野生イノシシの個体数を減少させるための区域として設定された。WZ 内においても野生イノシシの捕獲が行われた。

制限区域内の豚農場に対しては、第 11 章及び第 12 章に記載したとおり、豚等の移動を制限するとともに、公的獣医師による定期的な立入検査を実施した。また、強化サーベイランスを実施したほか、清浄地域においても、野生動物への餌付けの禁止等に関する普及啓発を行った。

なお、制限区域内の豚農場におけるバイオセキュリティ措置の遵守状況を確認した結果、不備が認められた農場については、一時的に空舎とし、新たな豚の導入を認めなかった。このため、一部の農場では、数週間にわたり豚が飼養されていない状態が続いた。

2026 年２月 15 日には、EU 当局により RZ II 及び RZ I が設定された。その範囲は、その後の発生状況に応じて随時見直されている。

2026 年 7 月時点で、RZ II 内に所在する商業豚農場 20 戸のうち、豚の飼養を継続している農場は 1 戸のみとなっている。一方、RZ I 内には、豚を飼養している商業豚農場が 45 戸存在している。また、IZ では約 2,500 頭、WZ では約 4,500 頭の野生イノシシが駆除された。その結果、IZ 内の野生イノシシの生息数はほぼゼロとなり、WZ における生息密度は 1 km^2 当たり 8 ～10 頭と推定されている。

2026 年 8 月時点では、ピーク時に月当たり 12 件であった野生イノシシの ASF 陽性例の報告数は、徐々に減少しつつある。また、2025 年 11 月以降に報告された野生イノシシの陽性例は、いずれも制限区域内で確認されており、区域外への拡大は見られていない。また、家畜豚における ASF の発生も確認されていない。

疫学調査の結果、ウイルスが実際に侵入した時期は、2025 年 10 月末頃であったと推定されている。また、MAPA が 2026 年 6 月時点で 356 頭の陽性事例の位置情報に基づいて拡散速度を計算したところ、その中央値は 1.4 km/月であった。